

Q-6

「既存擁壁外観状況チェックシート」は建築士が記入しなければいけないのですか。

A-6

「既存擁壁外観状況チェックシート」は、がけ条例及び、法第19条第4項の規定に基づく敷地内の既存擁壁の安全確認を行う目的で、確認申請図書の一部として添付を求めています。

従って、設計者（代理者）である建築士が調査者として記入する事を推奨しています。

記入に関する法規制はありませんので、調査内容の責任を負える方（建築主等当該確認申請の関係者）が記載しても結構です。